

【祇園社「社家記録」 正平七年正月～六月条 校訂一覧】

*本表は、授業参加者による輪読に際し、報告担当者が、テキストとして用いた八坂神社社務所編『八坂神社記録』上と、東京大学史料編纂所架蔵写真帳『祇園社家記録』巻三（請求番号六二七三・二四五・三）を照合のうえ指摘した校訂箇所を、三枝が代表してまとめたものである。
 *割書は、へで示した。
 *校訂の結果、改めた文字もしくは補足した文字を、「写真帳による校訂」欄に、ゴチック体で記した。また、文字の訂正とは異なる校訂内容については、適宜文章で示した。
 *校訂の結果、削除した文字については、「刊本記載内容」欄の該当文字に傍線を付した。

頁	行	月日	刊本記載内容	写真帳による校訂
一八七	表紙裏		二月比轉僧都云々、(自 宮方任歟)	「物目代」についての傍 書
一八八	表紙裏		申入梶井殿	「別当大納言法印隆静」 についての註記
一九一	九	正月二日	為執行分自後戸来	為執行分自後戸持来
一九二	四	正月五日	自目代許賀礼有之	自目代許賀礼有之
〃	一二	正月六日	アラメ(各方五寸之□ 居ニ各人之、)	アラメ(各方五寸之折 居ニ各人之、)
一九五	最終	正月一四日	顕淳	顕深
一九七	六	正月一八日	進物残十五貫文事	進物錢十五貫文事
二〇三	一	二月二日	唯今	昨今

二〇四	九	二月五日	「渡神子卅五人」の「五」 のミセケチと傍書の 「八」	「渡神子卅八人」とし 「八」にミセケチを付し 傍書を「五」に
二〇六	五	二月七日	是マテ	是ニテ(?)
二〇八	三	二月一〇日	顕詮	顕深
二一〇	一四	二月一日	猫樞	猫樞
二一二	最終	二月一四日	今度未給任何	今度未給、任何
二一六	四	二月一八日	給(云々)	「(云々)」無し(?)
二二一	一	二月二六日	重事書(第二反)案	重事書(第二度)案
二二三	一三	閏二月一日	以中折儀	以折中儀
二二五	二	閏二月一五日	可致	可取
〃	最終	閏二月一八日	両院学頭□連署免状	両院学頭出連署免状
二二六	二	〃	〔三塔集会之事書〕	〔三塔集会事書〕
〃	七	〃	諸事大進公	此事大進公
二二七	一	閏二月二日	仙洞持明院殿両院奉入	仙洞(持明院殿) 両院 (※闕字) 奉入
二二九	六	三月四日	女院御方同前	女院参□前
〃	七	〃	此外方々御参事	此外方々参事
〃	八	〃	今日日帰ニ上洛了	今日日没ニ上洛了
〃	一〇	〃	社頭土倉注進状	社領土倉注進状
二三〇	一	三月五日	載請文	載注文
〃	三	〃	仙洞御所御方へ	仙洞御所御方々
〃	七	三月六日	請文	注文

二四七	二四五	二四四	〃	〃	二四三	二四二	〃	二四一	二四〇	〃	二三九	二三七	〃	二三六	二三五	〃
二	七	九	〃	六	四	七	一〇	五	一	六	一	九	一四	五	七	〃
五月七日	五月一日	四月二六日	(〃)	(補入部分)	四月一九日	四月一七日	〃	四月一五日	〃	(傍書部分)	四月七日	四月六日	〃	四月四日	四月一日	〃
宮仕	社家ハ	坂本使帰京	事□在所	上乘院(彼子息移之歟)	自元籠置最中	速ニ令破却云々	可仰含 ^(神力) 舞人等	依世上事 御上表	(物□)	令見判官入道予持帰了	申□若党伊地知畢	僧膳料半分斗	樋□料足	以目代之番仕	就而	繪旨等寫正案文
「乙熊」の傍書	社家分	自坂本使帰京	事書在所	上乘院(彼子息嫡子歟)	自元籠置家中	速ニ ^(可也) 破却云々	可仰含 ^(神力) □人等	依世上事御上表	「幸円」についてのさらなる割書	令見判官入道後予持帰了	申 ^(讀カ) □若党伊地知畢	僧膳料半分計	樋□料足 ^(可也)	以目代々番仕	然而	繪旨等寫出案文

〃	二六一	〃	〃	二五九	〃	二五八	二五四	〃	〃	二五三	二五二	二四九	〃	二四八	〃
一四	一一	九	四	一	九	七	五	最終	一二	七	四	二	八	五	三
〃	五月二九日	五月二八日	〃	〃	〃	五月二七日	〃	(補入部分)	〃	五月二二日	五月二〇日	五月一四日	〃	五月一二日	五月八日
闕書	請文快築□□自筆書之	公用致于去年五十貫也	拔捨云々	社人闕事	假雖被立御使	寺社沙汰頭人高髮川禪門	公文等帰了	縦今日欲出犬神人	此次第觸状罷帰 ^(可也)	今三分二計	可 ^(可也) 賢聖房	諏訪神右衛門	歟之由處	罪科事	被渡杉原左近將監許
闕事	之 請文快築□□自筆書出	公用至于去年五十貫也	拔捨云々	神人闕事	縦雖被立御使	寺社沙汰頭人高駿川禪門	公人等帰了	縦今日雖出犬神人	此次第賜状罷帰	今三分二計 ^(可也)	遣賢聖房	諏訪神左衛門	歟之由候處	賢聖□□承□兒童殺害罪科事	□ ^(可也) 渡杉原左近將監許